

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇ 保険金の収益計上時期と退職金

Q：当社は12月決算ですが、社長が11月に死亡したので保険金（5,000万円）が会社に入金となりました。

社長の退職金は2月の定時株主総会で決定する予定なので、入金した保険金は当期の仮受金として処理してもよいでしょうか。

A：ご質問のケースは、保険金の益金と退職金の損金を同一事業年度で処理したいと考えるようですね。

では、生命保険金の収益計上の時期とは、いつでしょうか。

- ①被保険者の死亡の日
- ②保険会社に保険金の支払いを請求した日
- ③保険会社から保険金の支払通知を受けた日
- ④保険会社から保険金の支払いを受けた日

収益計上の時期として、上の4つが考えられますが、税務上の収益計上時期としては③の支払通知を受けた日が最も正しいものです。

よって、ご質問の場合、当期においてすでに通知及び入金がありますので、当期の収益に計上しなければなりません。仮受金として処理することはできません。

同一事業年度で処理したい場合には、12月中に臨時株主総会を開催し、退職金の支給額を決定し、未払計上で損金経理を行い、保険金を収益計上することが得策となります。



今年1年間ご愛顧いただきまして、ありがとうございました。

来年は1月5日号よりスタートいたします。よいお年をお迎えください。